議案第93号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議について

議案第94号 丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について

議案第95号 丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

資料1 丹波少年自然の家事務組合の解散、解散に伴う財産処分及び丹波少年事務組合規約の変更について(報告)

1 丹波少年自然の家事務組合の概要

(1) 丹波少年自然の家事務組合について

丹波少年自然の家(丹波市青垣町西芦田 2032-2)は、自然環境の中で、野外活動及び集団生活訓練を通じて、阪神丹波の少年の健全な育成並びに都市と農村の生活及び教育の交流を図ることを目的として設置され、市内小学校5年生が自然学校で集団宿泊訓練、野外観察学習活動の一環として利用してきました。

この丹波少年自然の家を運営する丹波少年自然の家事務組合(以下「事務組合」という。) は、地方自治法第 284 条の規定に基づく地方公共団体が共同して処理する一部事務組合であり、丹波少年自然の家の設置及び管理に関する事務を共同処理するために昭和 54 年(1979年)に西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市及び本市の 10 市町を構成団体とし、設立されました。

令和5年3月31日に尼崎市が事務組合から脱退したことから、現在、尼崎市を除く9市町が構成団体となっています。令和5年度末に事務組合が解散する予定であるため、施設の利用は令和5年6月末をもって終了しています。

(2) 構成市町の費用負担割合について

事務組合構成の9市町が①施設建設及び修繕に係る費用(建設費負担金)、②借地料負担金、③管理運営に係る費用(管理運営費負担金)を負担し運営を行っています。

- ①建設費負担金については全構成市町で負担し、このうち1割を均等割、9割を施設建設時の人口割でそれぞれ負担しています。
- ②借地料負担金については丹波2市で全てを負担し、このうち8割を丹波市が、2割を丹波篠山市がそれぞれ負担しています。
- ③管理運営費負担金の負担割合は次のとおりです。
- ア 阪神6市1町で全体費用の9割を、丹波2市で1割を負担しています。
- イ 阪神6市1町が負担する費用(全体費用の9割)の1割を均等割、9割を人口割で負担しています。この人口割は、5年に1度の国勢調査人口を基準としています。
- ウ 丹波2市が負担する費用(全体費用の1割)の7割を丹波市が、3割を丹波篠山市が 負担しています。

令和5年度丹波少年自然の家事務組合負担金期別納入額表

令和5年2月10日作成 (単位:円)

種別		管 理 運 営 費 負 担 金			借地料負担金	建設費負担金		
/		納期	第1期分	第2期分	第3期分	DE 12.6	D6 2 25	合 計
打名		計	R5.4.25	R5.7.25	R5.12.18	R5.12.0	R0.3.25	
宮	市	24,689,340	9,877,340	7,406,000	7,406,000	0	7,477,329	32,166,669
屋	市	5,587,920	2,235,920	1,676,000	1,676,000	0	1,786,518	7,374,438
丹	市	10,670,400	4,268,400	3,201,000	3,201,000	0	3,258,768	13,929,168
塚	市	12,046,320	4,820,320	3,613,000	3,613,000	0	3,666,467	15,712,787
西	市	8,431,020	3,373,020	2,529,000	2,529,000	0	2,672,699	11,103,719
田	市	6,332,040	2,534,040	1,899,000	1,899,000	0	2,035,668	8,367,708
名川	l #J	2,442,960	978,960	732,000	732,000	0	447,337	2,890,297
波	市	5,460,000	2,184,000	1,638,000	1,638,000	3,207,358	0	8,667,358
皮篠L	山市	2,340,000	936,000	702,000	702,000	801,839	0	3,141,839
合 i	it	78,000,000	31,208,000	23,396,000	23,396,000	4,009,197	21,344,786	103,353,983
	名宮屋丹塚西田月波篠	名宫屋丹塚西田川山山山市市市市市市市市市市市	新期 計 24,689,340 屋 市 5,587,920 丹 市 10,670,400 塚 市 12,046,320 西 市 8,431,020 田 市 6,332,040 名 川 町 2,442,960 波 市 5,460,000 支篠山市 2,340,000	納期 第1期分 R5.4.25 R5.4.20 R5	納期 第1期分 第2期分 1月名	納期 第1期分 第2期分 第3期分 第3期分 計	新期 第1期分 第2期分 第3期分 R5.12.6 R5.4.25 R5.7.25 R5.12.18 R5.4.25 R5.7.25 R5.12.18 R5.4.25 R5.7.25 R5.12.18 R5.587,920 2,235,920 1,676,000 1,676,000 0 月 市 10,670,400 4,268,400 3,201,000 3,201,000 0 塚 市 12,046,320 4,820,320 3,613,000 3,613,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0	新期 第1期分 第2期分 第3期分 R5.12.6 R6.3.25 R5.4.25 R5.7.25 R5.12.18 R6.3.25 R5.4.25 R5.7.25 R5.12.18 R6.3.25 R5.587,920 2,235,920 1,676,000 1,676,000 0 1,786,518 円 前 10,670,400 4,268,400 3,201,000 3,201,000 0 3,258,768 F

2 解散に至る経緯

(1) 尼崎市の脱退について

令和2年2月に開催された丹波少年自然の家事務組合定例会において、尼崎市から、自 然の家利用に関して負担金の負担額と尼崎市民の利用者数が見合っていないことや、別途、 自前の施設を所有していること等を理由に、丹波少年自然の家事務組合を脱退する意思表 明がなされました。

その後、尼崎市の脱退について再考いただく前提で、「丹波少年自然の家あり方を検討する会議」を開催し、負担金の負担割合の見直し、脱退ルールの設定、組合のあり方等について議論しましたが、尼崎市の脱退の意向が変わらず、令和3年3月4日の尼崎市議会において、尼崎市が丹波少年自然の家事務組合を令和5年3月31日付で脱退することが議決されました。

その後、地方自治法の規定に基づき令和3年3月22日に尼崎市より脱退予告書が各構成 市町へ送付されました。

(2) 尼崎市脱退予告を受けての協議

尼崎市の脱退予告を受けて、「丹波少年自然の家あり方を検討する会議」を開催し、施設の存続を考えつつこれからの事務組合がどうあるべきかという協議を継続して実施しました。

令和4年2月7日、丹波少年自然の家事務組合議会定例会後に各市町の首長間で協議が行われ、本市は一貫して、子どもの健全な育成のための施設として引き続き本施設を存続、活用するべきと意見しましたが、今後の事務組合の運営は困難であるとの結論に至り、「令和5年度末を基本として事務組合を円満に解散すること」及び「事務組合職員の処遇は構成市町が責任を持って対応すること」で合意がなされました。

合意内容については、令和4年4月19日の丹波少年自然の家事務組合議会臨時会で報告がなされ、事務組合解散に関する業務を盛り込んだ令和4年度丹波少年自然の家事務組合補正予算が可決されました。

(3) 解散に向けた協議

上記の合意に基づき、丹波少年自然の家の施設が、組合解散後も、県内の子どもたちや地元住民のために活用されることが、施設所有者としての社会的責任を全うし、地域の活性化、地元及び構成市町の負担最小化につながり、事務組合の円満解散という目的を達成するという考え方のもと、施設の有効活用を第一案として、構成市町および尼崎市で「丹波少年自然の家事務組合解散に向けた協議に関する部局長会議」を発足し、財産処分の検討を行い、、職員処遇についても、職員の希望を優先する形での各市町での受け入れをベースとして検討してきました。また、それぞれの協議内容については、適宜「丹波少年自然の家事務組合解散に向けた協議に関する首長会議」を開催し調整を図りました。

各市町で検討を重ねる中、令和5年1月に丹波市より施設を引き受ける考えが示され、令和5年5月29日及び7月28日の2回にわたって開催した関係10市町(既に組合を脱退した尼崎市を含む。)の首長会議において、以下の内容で合意がなされました。今後この内容をもとに、令和5年度末での事務組合解散に向けた手続きを進める方針となりました。

3 関係 10 市町での合意の内容等

(1)財産処分(施設の取扱い)の方向性について

【令和5年5月29日の合意事項】

- ア 丹波市が事務組合から施設の譲渡を受ける。その後の施設の活用については丹波市の 責任と費用のもとで実施する。
- イ 地権者と丹波市との間で土地の貸借について新たに契約を行う。これにより、従前の 事務組合と地権者との土地賃貸借契約は解消される。
- ウ 関係市町は、今後施設を存続し活用するために必要な費用の一部を負担し、その負担 金を事務組合に拠出する方向とする。

事務組合は、施設を存続し活用するための費用として、関係市町から拠出される負担 金を事務組合が保有する施設整備基金相当額と合わせて、施設を継承する丹波市へ帰属 させる方向とする。

エ その負担金及び施設整備基金相当額の金額、負担方法、その他の財産処分の詳細については、関係市町における協議によることとし、地方自治法の規定に基づいてこれを行う。

【令和5年7月28日の合意事項】

- オ 財産処分に伴う関係市町負担金として、施設改修費約3.1億円から、令和5年度末時 点の基金相当額等の残余現金(約0.8億円程度を想定)を控除した額(約2.3億円)を、 関係市町が人口に応じた負担割合で負担する。
- カ 施設改修費は建物維持に最低限必要な改修費であり、その内訳は、令和2年度に設計

費の予算議決があった改修の 2.7 億円及びアスベストが含まれている箇所の改修の 0.4 億円とする。改修箇所は浄化槽、本館屋根等、野外トイレ屋根、炊事場屋根と想定する。 ※関係市町として合意に達したことを踏まえ、丹波市長より施設の継承と活用に向けた決意表明があった。

【参考】各市町負担額(見込) (単位:円)

	負担率※1	負担額※2
尼崎市	0. 2329	53, 567, 000
西宮市	0. 2455	56, 465, 000
芦屋市	0. 0555	12, 765, 000
伊丹市	0. 1061	24, 403, 000
宝塚市	0. 1198	27, 554, 000
川西市	0.0838	19, 274, 000
三田市	0.063	14, 490, 000
猪名川町	0. 0244	5, 612, 000
丹波市	0. 0398	9, 154, 000
丹波篠山市	0. 0292	6, 716, 000
	1.0000	230, 000, 000

- ※1 負担率 (統合算定型) は、均等割 10% (各市町 1%) +人口割 90%
- ※2 負担額は、施設改修費約3.1億円から基金相当額等の残余現金約0.8億円(見 込)を差し引いた額2.3億円(見込)を想定。

(2) 職員処遇について

- ア 8名の職員のうち、1次選考において2名が試験を希望せず退職予定。5名が各市(丹波市2名、丹波篠山市1名、三田市1名、西宮市1名)での採用が決定。1名が構成市町(丹波市を予定)の会計年度任用職員としての採用に向けて調整中。
- イ 組合解散に伴い発生する退職手当に係る負担額については、関係市町が人口に応じた 負担割合で負担する。

4 令和5年度自然学校施設確保状況

代替施設の確保は、学校教育部が中心となり、体験メニューの内容や費用等を検討しながら実施しています。市内の公立小学校23校のうち20校は令和5年度の自然学校で代替施設を利用しており、令和6年度以降は全校で代替施設を利用するべく調整中です。

5 今後のスケジュール

時期	内容
9月	・「解散」「財産処分」「事務承継に係る規約改正」について、関係地方公
	共団体の市町議会へ議案提出
10 月	・関係地方公共団体及び構成団体の長の協議
	・解散に係る協議書の作成・押印
12 月	・施設改修費及び職員手当に係る負担金について、補正予算に計上
~3 月末まで	・財産処分及び規約改正に係る協議書作成・押印
	・兵庫県知事へ解散の届出
	・一部事務組合へ負担金の支出

6 関係法令

(1) 地方自治法(抜粋)

第二節 一部事務組合

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては<u>都道府県知事の許可を受けなければならない。</u>ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

⇒規約変更には、関係地方公共団体の協議が必要

(解散)

第二百八十八条 <u>一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第二百八十</u>四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

⇒解散には、構成団体の協議が必要。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条、<u>第</u>二百八十六条の二又は<u>前条の場合</u>において、<u>財産処分を必</u>要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

⇒解散に係る財産処分には、関係地方公共団体の協議が必要。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条(第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。)を含む。)及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

⇒規約変更、解散、財産処分の協議には、関係地方公共団体の議決を経ることが必要。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(抜粋)

(関係地方公共団体の教育委員会の意見の聴取)

第十二条 教育組合のうち法第二十一条に規定する事務の一部を処理するものについて関係地方公共団体が地方自治法第二百八十六条若しくは第二百八十八条の協議又は同法第二百九十一条の三第一項若しくは第三項若しくは第二百九十一条の十第一項の協議を行う場合においては、当該関係地方公共団体の議会は、同法第二百九十条又は第二百九十一条の十一の議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該関係地方公共団体の教育委員会が、当該教育組合が処理し又は処理することとなる法第二十一条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、この限りでない。

⇒規約変更、解散の協議にあたり、議会は議決前に教育委員会の意見を聴くことが必要。

※今後の法律上の手続きの流れについては次項の通り。

